

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：河川課

1 事業概要	事業名： 儀間川総合開発事業			前再評価年度：平成18年度
	事業種別： 河川総合開発事業	事業主体： 沖縄県		(H2 ~ H23)
	事業箇所： 久米島町	根拠法令： 河川法		事業期間： H2 ~ H25
	総事業費(百万円)： 11,106	費用内訳： 補助 9 / 10		事業量： (2ダム) 1ダム
(整備目的)	儀間川の洪水調節を行うとともに、流水の正常な機能の維持と増進を図る。また、久米島町において新たな水道用水の取水を可能とする。			
1-2 前再評価以降の計画変更	・事業期間の変更(前回:平成23年度完了 今回:平成25年度完了) ・2ダムのうちタイ原ダムの中止とそれに伴う総事業費の変更			
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他(設計の見直し・社会情勢の変化)			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(設計の見直し・社会情勢の変化)			
	(儀間ダム) 工事着手後の現場条件の見直し等に伴い、工事期間が長期間となった。 (タイ原ダム) 国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換による、県知事への「ダム事業の検証に係る検討」要請を受けた検討を実施。既得かんがい用水の一部補給の緊急性が低くなったことが確認されたことから、治水対策として河道改修の方が優位となり、ダム建設中止の方針となった。			
4 事業の進捗状況 (H23.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(ダム)	用地取得(千㎡)
	計画	11,106	1ダム	儀間ダム 223
	実施済	8,290	0	222
	率	75%	0%	99.9%
4-2 前再評価以降の主な進捗	・儀間ダム本体建設工事に平成19年12月着工しており、平成22年12月より本体盛立の施工中。 ・タイ原ダムの用地取得を平成19年度から実施。平成23年3月末時点での用地取得率は92.6%(面積比)。			
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 H21) (単位:百万円)	① 一般資産	5,808		① 事業費 10,784
	② 公共土木施設等	9,840		② 維持管理費 2,696
	③ 農作物被害等	600		総費用(①+②) 13,480
	④ 不特定用水補給	7,585		
	⑤ 残存価値	2,945		基準年換算(C) 13,643
	便益計(①+②+③+④+⑤)	26,778		
	基準年換算(B)	14,911		
	費用便益比(B/C) = 14911 / 13643 = 1.1			
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： 国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換。			
	② 地元・自治体： 平成23年5月17日に開催した「タイ原ダム検証に係る検討に関する関係住民説明会」において、謝名堂川の治水対策としてダム建設に限定する意見はない。久米島町からは、既得かんがい用水の合理化での計画見直しについて異存なしの回答。			
	③ 利害関係者： 既得用水の利用状況変化。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 儀間川及び謝名堂川は度々氾濫しており、沿川住民の財産及び農作物を洪水から防御するための治水対策が急務である。また、既設の儀間池において、水道用水を確保するため農業用水を転用していることから、農作物(サトウキビ)の干ばつ被害が深刻化しており、水道用水の安定供給を図るため、水源地(儀間ダム)整備が必要である。			
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： タイ原ダムについては、既得用水の一部の補給の緊急性が低くなったことから、治水対策として総合的に検討した結果、「河道改修(引堤)」が優位となったことから、タイ原ダムを中止し、儀間ダムのみで事業継続の方針となった。			
	③ 事業効果の発現状況： 儀間ダムは本体工事中であるため、現時点では事業効果の発現はない。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： (儀間ダム)平成25年度の試験湛水および供用開始を目指す。(タイ原ダム)タイ原ダムを中止する。謝名堂川の治水対策は、別事業での河道改修事業により同等の治水効果に見合った治水対策を実施する。			
	② 対住民関係： 平成23年5月17日に開催した地元関係者説明会において、謝名堂川の河道改修による治水対策が優位であることを説明したところ、治水対策の確実な実施について要望があった。			
	③ 執行体制等： 儀間ダムの完成に向けて、現在の体制を維持して取り組む。			
9 対応方針	<input type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input checked="" type="checkbox"/> ② 事業継続(タイ原ダム中止での儀間ダム継続) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	特になし			